○国土交通省告示第九百七十一号

改 費 に す る 性 関 正 脱 能 す 法 炭 L る 素 た 律 \mathcal{O} 向 法 社 \mathcal{O} 令 上 会 で、 律 に \mathcal{O} 和 平 関 兀 実 同 条第 年 す 成二十七 現 Ś 法 に 六 基 律 資 第六 項 本 す 年 に 的 る 法 + な た お · 九 号) 律 方 \Diamond 1 第五 て 針 \mathcal{O} 準 建 **令** 十三号) 用 築 \mathcal{O} ず 和 物 る 部 元 \mathcal{O} 年 同 \mathcal{O} エ 条第 国土 ネ 第三条 施 行 ル 交通 五. に ギ 第 伴 項 省 消 \mathcal{O} 1 告 費 規 項 定 示 \mathcal{O} 性 及 に 第 規 び 能 定 ょ 七 建 \mathcal{O} り 百 に 築 向 公 基 上 九 物 表 づ に 十三号) \mathcal{O} す き、 関 工 る。 ネ す 建 る ル \mathcal{O} 築 ギ 法 全 物] 律 部 等 消 \mathcal{O} 費 を エ \mathcal{O} 次 ネ 性 \mathcal{O} ル 能 部 よう ギ を \mathcal{O} 向 改 É 上 消 正

令和五年九月二十五日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する基本的な方針

建築物のエネルギー消費性能の向上等の意義及び目標に関する事項

1. 意義

の取組が不可欠である。 る根本的脆弱性を抱えており、エネルギーの安定供給の確保のためには、需要側の省エネルギ 我が国はエネルギー源の中心となっている化石燃料に乏しく、その大宗を海外からの輸入に頼

家庭部門における建築物分野のエネルギー消費量の削減等が重要となっている。 ギー消費量全体の約3割を占めるに至っており、カーボンニュートラルの実現に向けて、業務 また、我が国のエネルギー消費量については、 業務・家庭部門において、現在では最終エネル

度(2013年度)比)という目標の実現に向けて、第6次エネルギー基本計画(令和3年10月22日 0年)カーボンニュートラルの実現や令和12年度(2030年度)の温室効果ガス46%削減(平成25年 閣議決定)に基づき、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの導入拡大を行うこととしてい カーボンニュートラルに向けた対応が世界的な潮流となっている中、我が国は、令和32年(205

 $^{\circ}_{\circ}$

かる 化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 のエネルギー消費性能の向上等を図るための措置を定めたものであり、エネルギーの使用の合理 改正する法律 エネルギー消費性能の向上等を図り、 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一 (1 消費性能の向上等に関する法律 とを目的としている (令和4年法律第69号。以下「改正法」という。)による改正後の建築物のエネル (平成27年法律第53号。以下「本法」という。) もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与 (昭和54年法律第49号) と抽ま 7 動 動 郷物の 部を名

2. 目標

 \mathcal{A} れているこ ハウス) **参
に
し
に
ト
と
氏
日
氏
日
氏
れ
・** 徭 6次エネルギー基本計画等を踏まえ、 令和32年 N \sim を目指すこ H (2050年) \mathbb{B} (シ シ N H に住宅 B基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指 ととするとともに、令和12年度 ず・ ロ・エネルギー・ビル)基準の水準の省エネルギー性能が確保 ・
連
築
物
の
ス
ト
ッ
ク
平

な

だ

乙

E

H 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する (2030年度) 以降新築される (√ ₹ 7 ロイ Н · 帝 光 ベルギ Ш (1 蘇 建築 \cap \sim \subset \sim 14

030年) において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されているこ H 7 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進 か関い \mathcal{O} Ш 蘇 \sim \sim を目描、 7, (1 令和12年 \sim ななど $\widehat{2}$

徭2 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項

1. 国及び地方公共団体の役割

- することができるよう、地方公共団体に対し、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければ 国は、地方公共団体が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する施策を円滑に実施
- (2)上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。 国及び地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上等を図るために必要な財政
- (3)発及び普及、人材の育成その他の建築物のエネルギー消費性能の向上等を図るために必要な措置 を講ずるよう努めなければならない。 国及び地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する研究、技術の開
- (4) 一消費性能の向上等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求め \mathcal{W} よう努めなければならない。 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、建築物のエネルギ
- (5) 設置の促進(以下この(5)において「エネルギー消費性能の向上等」という。)が図られた建 国及び地方公共団体は、エネルギー消費性能の向上及び再生可能エネルギー利用設備の

築物の普及及び啓発の観点からも、自らが新築等 を行う建築物について、エネルギー消費性能の向上等を図るよう努めなければならない。 (新築、増築、改築又は修繕等をいう。以下同

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等を図るためには、 本法に定める建築物のエネルギー消費性能の向上等のための措置に関する基本的な考え方 建築物の特性を踏まえつつ、規制的措

置と誘導的措置とを一体的に講ずることが有効である。

 $\frac{\omega}{\omega}$ 合の確保を図るための規制的措置として、(1)基準適合義務制度、(2)届出義務制度及び(評価 住宅トップランナー制度を設けている。 ・説明義務制度を設けるとともに、住宅のエネルギー消費性能の一層の向上を図るため 本法では、 建築物の建築時において、 建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適

(4)

性能の一層の向上が図られた建築物の新築等を誘導するための(6)誘導基準適合認定及び容積 売等の際における建築物のエネルギー消費性能の表示制度等を設けるとともに、 率の特例制度を設けている ギー消費性能に優れた建築物が市場で適切に評価される環境を整備するための(5) 944 7 誘導的措置としては、 再生可能エネルギー利用設備が設置された建築物を含めたエネル エネルギー消費 建築物の販

N でに、 7 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度を設けている。 地域の実情に応じ て建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図るため

 $_{\circ}^{\circ}$ 度及び (3) (令和4年(2022年)6月17日)から3年を超えない範囲内において政令で定める日に廃止 なお、改正法による本法の改正(以下「令和4年改正」という。)により、 評価・説明義務制度は、(1) 基準適合義務制度の改正に伴い、改正法の公布の日 (2)届出義務制 いなが

(1) 基準適合義務制度

(1 行 H るエネルギー消費性能の底上げを図るため、令和4年改正により、原則全ての建築物の建 **建築物のエネルギー消費性能の向上を図るに当たっては、** ° જ ٧٧ 掘合に \sim \sim これを踏まえ、本法では、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合の確保によ 建築主に対して、 当該建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合義務 建築の機会を捉えることが効果的で 绺 4 誤 4

ムこず難 やする場合にしいては、 とのないよ る規模以下の建築物の建築については、 る用途に供する建築物等や、エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定め (1 としている 居室を有しないこ ري د 増築又は改築をする部分のみに建築物エネルギー消費性能基準への適合義務を 基準適合義務制度が過 と等により空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定め 基準適合義務制度の対象外とするほか、増築又は改築 度な負担となって増築又は改築を停滞 N 4 Š (1

治海 掘合は、 ギー消費性 944 合性判定を行 建築主は、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネル 建築物エネルギー消費性能適合性判定 能適合性判定を受けなければならないこととしているが、 ٧٧ 1 とが比較的容易なものと を受けれる。 して国土交通 \mathcal{N} 1 \sim を展 省令で定める特定建築行為 \subset ないこ 建築物エネルギー消 γ \cap ている 3 劃 H \mathcal{N}

(1 合においては、条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加するこ 性能基準のみによっては建築物のエネルギー消費性能を確保するこ N らに、地方公共団体は、 \sim している 各地域の自然的社会的条件の特殊性により、 とが困難であると認める **建築物エネルギー** とができ ·消費 B

7 域の気候及び風土に応じた住宅 困難な場合がある。 14 B しいては、 工夫により優れた居住環境の確保を図る伝統的構法による住まいづくりの重要性に配慮 £ 뻬 ᇎ 地方公共団体が地域の実情を踏まえ で講 1部各 伝統的構法に 基準適 \Box (本) ている。 $\Box \triangleright$ ている 義務制度の適用に当たり、 (1 のため、本法では、 気候風土適応住 ٦ (1 る住宅にしいては、 \sim 半によ (以下この(1)において「気候風土適応住宅」という。) . 5 宅の

関

作

に

し

い

に

は

、 一般的江、 て独自の悪件を定める 通風の確保等の地域の気候・風土・文化を踏 断熱が困難な構法を採用している 建築物エネルギー消費性: 建築物エネルギー消費性能基準への適 国が全 (1 ができ H 一 把 基準 Ø <u>(1)</u> (1 定 \sim Z 4 (1 \sim \mathcal{N} とや比較的大 部合理化す している 1 \sim <u>[1</u> H 加口 $\Box \triangleright$ N 對 7 Νr

候風土適応住宅の要件の設定に努めるこ 1 .れらを踏まえ、所管行政庁は、積極的に、各地域の自然的社会的条件の特殊性を踏まえた気 \sim ななど

けて、 準の内容を周知するこ 030年度) (1 いなる。 建築物エネルギー消費性能基準を段階的に引き上げ 令和12年度 H べには、 その際、 (2030年度) 建築物エネルギー消費性能基準をZ 当該引上げの2年前を目途に、 ととする。 の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 引上げ後の建築物エネルギー消費性 H Ø $H \cdot Z$ 1 \sim \sim H \mathcal{L} B基準の水準に引き 運 $^{\wedge}$ Œ 目標の実現に向 ⟨L 和12年度 上げ \mathcal{N}

(2) 届出義務制度

 $_{\circ}^{\circ}$ **.** Gr 本法では、 定規模以上のものの建築の際には、 令和4年改正の施行まで $\begin{pmatrix} 1 \end{pmatrix}$ 建築主に対して所管行政庁への届出を義務付けてい 基準適合義務制度の対象とならない建築物であって

建築物エネルギー消費性能基準に適合しない全ての建築物の建築主を対象に、 が適用されることに伴い、 低い建築物の建築主を対象に、 合に向けた計画の再検討の指導 本制度については、令和4年改正により、原則全ての建築物の建築に(1) 廃止することとされている。 計画の変更の指示等を行う ・助言 等を行 ٧٧ \sim \sim 17 Gr 廃止されるまでの間、 辨 1 と等を通じて、 \subset 建築物エネルギー 建築物エネルギー 基準適合義務制度 所管行政庁は、 当該基準への適 消費性

消費性能基準への適合率の向上による令和4年改正の円滑な施行を図るこ \sim \sim ر ان ان ان

(3) 評価·説明義務制度

建築物の建築主の行動変容を促し、 ならない小規模建築物であって している。 本法では、 令和4年改正の施行ま . ه べ (1) 建築物エネルギー消費性能基準への適合を推進する 評価・説明義務制度を通 基準適合義務制度及び じて建築士が関与しながら小規模 (2)届出義務制度の対象と 1 \sim \sim

評価 いない場合には建築物エネルギー消費性能の確保のためにとるべき措置について、 過ご 主に対し、 ととしている。ただし、 エネンギー 具体的には、 ・説明は要しないこととしている。 合させるための措置を適切に検討できるよ 消費性能基準への適合性について評価を行うと 当該小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適 建築主が建築しようとする小規模建築物について建築物エネルギー消費性能基準 建築主から評価・説明を要しない旨の意思の表明があった場合に ري م 建築士は、設計した小規模建築物の建 $rac{1}{2}$ Œ <u>.</u> [1 合するか否か及び適 当該設計の委託をした 説明する . ا ا 終数 連 襁

明を通じて、 が適用 本制展にしいては、 なれる 建築物エネルギー消費性能基準への適合率の向上による令和4年改正の円滑な施 (Y とに伴い廃止 令和4年改正によ なれる が、 **,** 廃止 原則全ての建築物の建築に \mathcal{H} での間、 本制度に基 \ \!\ 建築士に (1)基準適 9~ Ø 合義務 亩 淵

行を図ることとする。

築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項についての説明の努力義務を課す ギー消費性能の向上を推進するこ なお、本制度の廃止後は、 当該設計の委託をした建築主に対し、 建築士からの説明によって建築主の適切な措置の検討を促すことにより、 建築士に対して、全ての建築物の建築又は修繕等の設計を行う際に ととする。 当該設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他 建築物のエネル 1 \cap \sim $\overline{}$ \ \t

(4) 住宅トップランナー制度

発 可能 格を見直すこ 与える影響が大きいことから、これらの事業者に対してエネルギー消費性能の高い建築物の開 の大部分が、 様の整備、 供給を促すこ 定戸数以上の住宅を供給する事業者においては、建築物のエネルギー消費性能に係る標準仕 である。また、これらの事業者は市場全体の建材の品質・価格形成や施工技術の水準等に 建築材料の一括発注等の生産体制を整備することが主流であり、その供給する住 . 7 自らが定めた住宅の構造及び設備に関する規格に基づいている とにより、市場全体への波及効果も期待される ر ال ال これらの事業者が供給する住宅の性能を効率的に向上 (1 \cap から をする 账 1 \cap 仂

する分譲型一戸建て規格住宅等 1 した 点に着 住宅トップランナー制度においては、 (建売戸建て住宅・分譲マンション)及び特定一戸建て住宅建 辞沪 一戸建て住 宅建築主等の新築

襁 蔨 設工事業者等の新たに建築する請負型一戸建て規格住宅等(注文戸建住宅・賃貸アパート)に エネルギー消費性能の一層の向上を図るものとする。 ついて、エネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する N 蘇 築物エネルギー消費性能基準に先行して当該水準に引き上げるこ れる住宅にしいてZ N 4 を念頭に、 Ŋ よう米めるこ これらの事業者が供給する住宅のエネルギー消費性能の実態等 \sim EH基準の水準の省エネルギー性能が確保されている としている。 当該基準については、令和12年度 (2030年度) (1 (1 れらの住 が弱ま \cap R Ш 拉 以解辨 基準に Ŋν ر م S

する。なお、その際、 定 住宅等の最終的なエネルギー消費性能は、建築主が決定することに留意するものとする。 準に照らしてエネルギー消費性能の一層の向上を相当程度行う必要があると認める また、国土交通大臣は、 ができ ·戸建 Ø Ĥ (1 とから、 宅建築主 斧近 勧告 等又は特定 目標年度において当該基準への適合状況が不十分であるなど、 一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型 ・命令等の実施等を通じて、本制度の効果的な運用に努める 一戸建て住 宅建設工事業者等に対して勧告 信 √F 一戸建て規格 鄉 \sim M を行) H 70 B 当該基 ٧٧ 称 (1

(5) 表示制度

を通じて、エネルギー消費性能に優れた建築物が市場で適切に評価され、 建築物のエネルギー消費性能の向上を図るためには、 建築物のエネルギー消費性能の見 消費者に選択される γV . 分 行

評価 9~ うな環境整備を図ることが重要である。 を通じた建築物のエネルギー消費性能の表示制度の充実及び普及が有効である 具体的には、信頼性の高い評価指標や第三者に ٦ N

費性 の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項を告示し、販売事業者等が告示されたと 当該販売事業者等に対して勧告・命令等の措置をとる を表示する ってその販売等を行う建築物についてエネルギー消費性能の表示をしていないと認める 能に関 がなが、 ٦ し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消 建築物の販売事業者等は、 う努めなければならないこ その販売等を行う建築物について、 \sim \sim している。 1 国土交通大臣は、 とが、 できる 1 ととしている 建築物のエネルギー消 エネルギー消 1 費性的 14 費 N 袙

です定る 項としては、一次エネルギー消費量 らの評価年月 ついて様々な取引形態がある中で共通して必要な表示事項及び遵守事項を定めている。 国土交通省告示第970号)をいう。以下「表示告示」という。) その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき \Vdash 該告示 済産業省 次エネルギー消費量をいう。)の性能や外皮性能 (建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法 Ш ·国土交通省令第1号。 \wedge しており、 表示告示に定めるラベルを用いて、販売等の広告等に表示する (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 以下「基準省令」という。) (断熱性能) においては、 第1 柔 の多段階評価及びこ 第1項 建築物の販売等に 事項 徭 (合和 声 (平成28 イに規 വ (1

費 加でき その削減効果を含む一次エネルギー消費量の多段階評価、第三者による評価の有無、目安光熱 \sim としている。ラベルには、これらの表示事項に加え、再生可能エネルギー利用設備の有無や (表示告示2 N 1 \sim \sim している。 (2) 二に規定する目安光熱費をいう。以下この(5)において同じ。) かな

熱費等を評価書 エネルギー消費性能の性能値、建築物エネルギー消費性能基準等の各基準への適合性、 を示している。消費者等に対する追加的な情報提供については、具体的には、各種の建築物の において、関係主体における留意事項や消費者等に対する追加的な情報提供の具体的な内容等 としている。 また、本制度の円滑・適正な施行の確保及び普及拡大の観点から、国が公表するガイドライン (表示告示に定めるラベル及び追加情報を一覧にした書面) に表示する 目安光 -(1 \sim 継

ない場合が想定されることから、既存建築物の特性を踏まえ、ガイドラインにおいてその対応 をいう。以下この(5)において同じ。)については、表示告示に定める表示事項を表示でき 建築時にエネルギー消費性能を評価していない既存建築物 (表示告示1に規定する既存建築物

2 N らに、本制度は、 当面の間は、表示告示に従った表示をしていない販売事業者等への勧告は、社会的影響が 中小事業者・個人事業者も含む販売事業者等を広く対象と している たとと

大きい場合に行うこととする。

ا م 4年改正における 本法においては、建築物の販売等の際における建築物のエネルギー消費性能の表示制度のほか (1 築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けた場合に、 \sim ができる制度 (1)(基準適 基準適合義務制度の改正に伴い廃止 合認定表示制度)が措置されているが、 なれる。 これについては、 その旨の表示を付 作品

制度において、同法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関は、 エネルギー消費量に関する性能を含む同項に規定する住宅性能評価書を交付するこ 年国土交通 のほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく住宅性能表示 に共同住宅等について、 4 (1 (平成13年国土交通省告示第1346号) に従って表示すべき事項に関し、 月に、ZEH基準の水準に相当する断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費 \sim \sim さらに、令和4年(2022年)10月に一戸建ての住宅について、令和5年 されている。 建築物のエネルギー消費性能に関する表示に係る制度としては、本法に基づく表示制度 省告示第1347号)に基づき同項に規定する住宅性能評価を行い、住宅の温熱環境 日本住宅性能表示基準及び評価方法基準においては、令和4年 7 EH基準の水準を上回る断熱等性能等級6及び7を新設している。 日本住宅性能表示基準 評価方法基準 (2023年) 等級6を新 とができ (2022年) (平成13 4月 N

(6) 誘導基準適合認定及び容積率の特例制度

 $\bigcap_{\mathcal{H}}$ 能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するこ 率の特例制度を設けている。 消費性能向上計画の認定 **建築物のエネルギー消費性能の一層の向上を図るため、本法では、** ٧٧ とする取組も誘導基準適合認定の対象とされている (以下この(6)において なな、 複数の建築物の連携に 「誘導基準適合認定」 と等を認定基準とする建築物エネルギー ٦ り高いエネルギー消費性能 建築物のエネルギー消費性 という。) 及び容積 を実現

9 建築物の新築等の工事が行われた旨について、 を求めることとする 一消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況について報告を求めることができ 旨の報告を求める \sim 所管行政庁は、認定建築主に対し、 認 \sim 層の向上のための建築物の新築等がされる しており、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物のエネルギー消費 定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための 樂、 適切な措置を講ずる 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギ (1 とが必要であ 建築士等が確認した書類により、 1 とを確保するため、 $^{\circ}_{\mathcal{N}}$ 具体的には、 新築等の工事が完 認定建築主 報告する に対し した : 紅部 (1 B \sim (1

H 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物のより一層の普及に努める 7 国及び地方公共団体は、 建築物のエネルギー消費性能の表示制度や支援措 뻳 (1 鄉 \sim を通 \cap 4 7 B

0

築物のエネルギー消費性能の実態等を踏まえ、 和4年 についてZEH・Z 直しを検討するこ 建築物エネルギー消費性能誘導基準は、令和12年度(2030年度)以降新築される住宅・建築物 (2022年) 10月に当該水準に引き上げられているが、エネルギー需給の実態や目 \sim H ななと B基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指すとの目標を踏ま 建築物エネルギー消費性能誘導基準の水準の見 蘇 , Yr ⟨Ŀ 単

認定制度においても、その認定基準のうち建築物エネルギー消費性能に関する基準が、 市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく低炭素建築物新築等計画の 宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく長期優良住宅の認定制度及び都 なお、建築物エネルギー消費性能誘導基準のほか、令和4年(2022年)10月には、長期優良住 Ħ Ħ 基準の水準に引き上げられている。 7 ΕH

(7) 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度

 $^{\circ}$ の実現に向けて、建築物分野においても再生可能エネルギーの利用促進を図ることが必要であ 令和32年(2050年)カーボンニュートラル、令和12年度(2030年度)の温室効果ガス削減目標

に大きく影響されるものであること等から、再生可能エネルギーの利用促進に当たっては、 太陽光等の再生可能エネルギーによる発電等の効率性は、 地域の気候条件や建築物の立地条件 岩

 $^{\circ}$ 建築物再生可能エネルギー利用促進区域について、促進計画を作成することができ 域の実情に応じて取組を進めていくことが適切である。これを踏まえ、本法では、市町村は、 促進する観点から、 られるものについて、我が国のエネルギー政策との整合性を確保した上で、 費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号) なお、本制度の対象となる再生可能エネルギー利用設備の種類は、 現在の技術水準等を踏まえ建築物への設置が一般的に行われている 建築物への設置 におこと何るとこ 建築物のエネルギ N (1 と認め \cap \subset 4

の設置を検討するこ いる時間帯の電気自動車等への充電を含む。第3の1. (1)において同じ。)に資する設備 能エネルギーの有効活用 1 ٧٧ **建築物再生可能エネルギー利用促進区域内においては、** \sim \sim する

連

繋

を

だ

し

い

に

、 \sim 14 なお、 とが望ましい。 (停電時の家庭の電力利用及び再生可能エネルギーの余剰が発生して 再生 再生可能エネルギー利用設備を設置するよう努めなければならない 可能エネルギー利用設備の設置に当たっては、 建築主は、 その建築又は修繕等 併せて、 再生可 をしょ

建築物に設置する 用途に供する 946 建築士に対しては、 建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行う場 (1 とのできる再生可能エネルギー利用設備について、建築主に説明する義務 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において、 条例で定 ない 账 を る 烮

が規定されている。 4の3. において「建築主への再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務」という。)

置する建築物については、同区域内において特例対象規定 る特例適用要件に適合する場合、当該特例許可の対象となる。 14 第52条第14項、第53条第5項、第55条第3項又は第58条第2項の規定) 建巌率制限又は高さ制限の特例許可を受けるために促進計画において定めるこ らに、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において再生可能エネルギー利用設備 (建築基準法 (昭和25年法律第201号 に基づく容積率制限 \sim \sim されてい

能エネルギー利用設備が設けられていることが追加されている。 に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定制度において、その認定基準に、 可能エネルギー利用促進区域制度のほか、令和4年(2022年)10月に、 なな、 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に係る制度としては、建築物再生 都市の低炭素化の促進 再生可

- ω 建築物のエネルギー消費性能の向上等のために国及び地方公共団体が講ずべき措置
- 2 に定めるもののほか、国及び地方公共団体が講ずべき措置は以下のとおりとする
- (1)建築物のエネルギー消費性能の向上等を図るために必要な財政上、金融上及び税制上の

推置

国及び地方公共団体は、エネルギー消費性能の一層の向上が図られた建築物の新築、 既存建築

実に努めるものとする。 物の省エネルギー改修及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置について、支援の充

2 その他の建築物のエネルギー消費性能の向上等を図るために必要な措置 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成

エネルギー消費性能の評価手法の整備を支援するため、財政上の措置等の必要な措置を講ずる よう努めるとともに、これらの措置に係る十分な情報の提供を行うものとする。 国及び地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に資する研究、技術の開発及び

いて、そのエネルギー消費性能等に係る調査研究及びデータの収集・蓄積の推進やその成果の 普及等に努めるものとする。 また、現行の建築物エネルギー消費性能基準ではその効果が十分に評価できていない技術につ

% \$ \$ \$ いて、適確な運用を図り、エネルギー消費性能の向上に資する新技術の普及・促進を図るもの さらに、本法に基づく国土交通大臣による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定制度につ

めるものとする。 ネルギー消費性能の向上等に関する技術を十分修得できるよう、 加えて、 建築物のエネルギー消費性能の向上等を担う設計・施工等を行う事業者が建築物のエ 必要な措置を講じるこ とに努

 ω 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する国民の理解を深めるための措置等

性の向上等に資することについても、理解を促すことが重要である。 結露・カ の削減のみならず、 等に対する啓発に努める 国及び地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上等の意義及び目標に関し、 ビ発生に 9~ る室内空気質の汚染防止等につながり、ひいては居住者の健康維持や快適 断熱化によ 1 \sim とする。その際、 る室内の温熱環境の改善、ヒ 建築物のエネルギー消費性能の向上は、 ートショックの防止及び壁の表面 光熱費 建築主

(4) 国及び地方公共団体が新築等を行う建築物に係る措置

だおいて、 の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置するこ eady相当となるこ 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定 方公共団体が新築する建築物については、地球温暖化対策計画 の約50%以上に太陽光発電設備を設置するという目標達成に向けて、「政府が新築する庁 については、原則Z める計画 国が新築する建築物については、地球温暖化対策推進法 (政府実行計画) 「国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、 γ H を目指す」とされていることや、政府が保有する建築物(敷地を含む。) B Oriented相当以上とし、 (令和3年10月22日閣議決定) 2030年度までに新築建築物の平均でZ とを徹底する」 において、 (平成10年法律第117号) に基づく、 (令和3年10月22 率先的な取組を実施する」 「今後予定する とされている Ш 閣議決 (1 新築事 と、芸 Ħ · 信 ₩ B \sim 鄉 辦 \mathbb{R}

されていることを踏まえて、取組を進めるものとする。

- ယ 建築物のエネルギー消費性能の向上等のために建築主等が講ずべき措置に関する基本的な事項
- 1. 建築物の建築主が講ずべき措置

徭

えず紅ろう たると ب ج 優れた空気調和設備等の採用、再生可能エネルギー利用設備の設置等に努めるものとする。 1 1) 再生 \sim \cap \sim まなが、 設備の設置を検討する されている。具体的には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止、エネルギー消費効率に ともに、 可能エネルギー利用設備の設置に当たっては、併せて、 d₽ 和4年改正に 当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないこ 当該建築物のエネルギー消費性能の一層の向上を図るよう努めなければならない . ٦-り、建築 (1 とが望ましい。 主は、 基準適合義務制度において、 再生可能エネルギーの有効活用に 建築物の建築を ر بر \sim ٧٧ ななな γ \sim 14

めるものとする。 外壁、 窓等を通 しての熱の損失の防止を図るための措置については、次の措置を講ずるよう努

- 外壁の方位、 室の配置等に配慮して建築物の配置計画及び平面計画を策定するこ \sim
- (V) 外壁 屋根、 天井、床及び窓等の開口部を断熱性の高いものとするこ \sim
- \odot 窓からの日射の適切な制御が可能なブラインドや庇等により、 日射による熱負荷の低減を図

Ø

(1

気密性の確保、防露性能の確保、室内空気汚染の防止等に十分配慮する (1 . ~

4

7

- (5) 非住宅建築物については、建築物エネルギー消費性能誘導基準を満たすよう措置を講ずるこ
- 6 露の防止等の措置の基準を満たす措置を講ずる 住宅にしいては、 建築物エネルギー消費性能誘導基準並びに別表第1の気密性の確保及び結 (1 \sim

能の検証(コミッショニング)を実施するよう努めるものとする。 建築物に設けた設備等の性能を適確に発揮できるよう、必要に応じ、 当該設備等の性

恒十 2 を図る 建築主は、 よう努めなければならない。 建築物の修繕等をしようとするときは、当該建築物のエネルギー消費性能の

ものとする。 費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる空気調和設備等の設置又は適確な改修に努める 係るエネルギーの効率的利用を図るため、 具体的には、外壁、 等の性能の検証を実施するよう努めるものとする また、建築物に設けた設備等の性能を適確に発揮できるよう、必要に応じ、当該設 窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備 適確な修繕又は模様替を行うとともに、 エネルギー消 に参加

- 2. 建築物の所有者等が講ずべき措置
- 1) 建築物の所有者は、 当該建築物のエネルギー消費性能の向上を図ると \sim . 4 M 当該建築

努めるものとする 物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する状態が維持されるよう努めなければならない。 具体的には、当該建築物の状況、投資効果等を総合的に勘案しつつ、次の事項を実施するよ ٧٧

- の改修並びに当該設備に係るエネルギーの使用の制御等の用に供する付加設備を導入する 空気調和設備等のエネルギー消費効率の向上及び効率的な使用の観点から、 空気調和設備 (1 $\overset{\circ}{\sim}$
- \bigcirc 築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、当該建築物の修繕又は模様替についても検討す Ø るエネルギーの効率的利用の観点から、当該建築物の適正な維持保全を行うとともに、 1 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係 \cap 当該建
- 學、 別表第2の建築物の所有者等の維持保全に関する措置の基準を満たすよう努めるものとする。 2 窓等を通しての熱の損失の防止及び空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のため、 建築物の所有者、 管理者又は占有者 (以下「所有者等」という。)) H 当該建築物の外
- ω 建築物の設計者等が講ずべき措置

ギー消費性能の向上等に努める 建築物の設計又は施工を行う者は、 ものとする 適確な設計又は施工を行うことを通じて、 建築物のエネル

建築物の設計又は施工に当たっては、外壁、 窓等を通しての熱の損失の防止措置に関して適切

行 設置・改修が図られるよう努めるものとする。また、エネルギーの効率的利用の観点からより適 の插上に保る に設計又は施工を行うとともに、より高効率な空気調和設備等や再生可能エネルギー利用設備の 切な運転を実現 ٦ ٧٧ 努 めるものとする。 留意事項に配慮する S NH Ø ٦ ٧V 辞に、 当該設備等の性能の検証や最適化等を適確に実施 (1 ととする。 住宅の断熱材の施工に当たっては、 別表第3の住宅の断熱材 `\ 適切な施工 49

 $_{\circ}^{\circ}$ のエネルギー消費性能の向上に資する事項を説明するよう努めなければならないこ # 17 当該設計を委託した建築主に対し、当該設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他建築物 (1 令和4年改正の施行後は、 併せて、建築物の使用及び維持保全に係る留意点等についても説明する 建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは \sim (1 \sim されてい とが望ま

4. 称沪 一戸建て住宅建築主等及び特定一戸建て住宅建設工事業者等が講ずべき措置

住宅のエネルギー消費性能の一層の向上を図るよう努めなければならない。 性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準に適合させるよう努める 住宅建設工事業者等はその新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等について、エネルギー 辞定 一戸建て住宅建築主等はその新築する分譲型一戸建て規格住宅等について、特定

具体的には、 当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備

6 Š Š 等に係るエネルギーの効率的利用等により当該住宅のエネルギー消費性能の一層の向上を図るた 適確な建築を行い、より高効率な空気調和設備等や再生可能エネルギー利用設備の設置に努 及びエネルギー消費性能の一層の向上に資する住宅に関する技術の開発及び導入に努めるも

5. 販売事業者等が講ずべき措置

れに加えて消費者等に対して追加的な情報提供を行う際には、国が公表するガイドラインに従っ う、表示告示に従った建築物のエネルギー消費性能の表示に努めなければならない。さらに、こ 販売事業者等は、 評価: を用いた説明等を実施するこ 消費者がエネルギー消費性能に優れた建築物の選択をより行いやすくなるよ とが望ましい。

6. 熱損失防止建築材料の製造事業者等が講ずべき措置

活動を展開するよう努めるものとする。 いて同じ。)の製造を行う者は、その製造に係る熱損失防止建築材料について、建築物のエネル 開口部を含む。) ギー消費性能の向上に関する目標の実現に向けて重要な役割を果たし得るこ 試作及び量産の各段階において熱の損失の防止に関する性能の向上に力点を置いた事業 建築材料 を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料をいう。以下この6. にお (建築物の直接外気に接する屋根、 壁又は床(これらに設ける窓その色の とに鰡み、 製品

める 熱損失防 性能の優れた建築材料が普及するよう、当該性能に関する規格の設定や施工の容易性の向上に努 $rac{1}{2}$ いる 熱損失防止建築材料の製造、加工、輸入又は販売の事業を行う者は、熱の損失の防止に関する \sim \sim 17 Gr F 建築材料の適正な選択に資する情報の提供その他所要の措置を講ずる 建築主、 設計事務所、ハウスメーカー、工務店、建築材料製造事業者等に対する ٦ ٧٧ 弦める E 9

- 徭 4 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画に関する基本的な事項
- 1. 促進計画の作成主体

域の実情を最 促進計画の作成に当たっては、計画の作成主体は次の要件を満たすこ 7 6 7 く把握している市町村がこれを行う 1 \sim \wedge されている とが必要であるため、地

- \bigcirc 候について精通しているこ 用設備の設置に適しているかどうかを判断する必要があるこ 建築物再生可能エネルギー利用促進区域に設定し \sim 9-٧٧ とする区域が、 とから、 Ш 洒 再生可能エネルギー利 ・風量など地域の気
- \bigcirc 鼘 建築物再生可能エネルギー利用促進区域に設定しようとする区域の建築物を取り巻く環境を把 再生可能エネルギー利用設備の設置を促進するこ (Y \sim とにより住環境の悪化等が生じないよう、
- \odot 本制度を導入するに当たって地域住民等の関係者の十分な理解・協力を得る (1 \sim

脳中るこ 条の14第1項の規定により、市町村から委任を受けた都道府県が促進計画の作成に係る事務を実 市町村が共同で促進計画を作成することとなる。また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252 市町村の区域を超える建築物再生可能エネルギー利用促進区域の設定を行う場合には、複数の \sim Œ 可語 である $_{\circ}^{\circ}$

2. 促進計画に定める事項

建築物再生可能エネルギー利用促進区域の位置及び区域

民の意向等の地域の実情を踏まえ、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進が必要と認められ る区域について設定する 建築物再生可能エネルギー利用促進区域は、市町村の区域の全部又は一部とすることができる 市町村において、再生可能エネルギーのポテンシャル、土地利用規制等による制約及び地域住 1 \sim らなる。

(2)建築物への設置を促進する再生可能エネルギー利用設備の種類に関する事項

ギー利用設備は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則で定める再生可能 エネルギー利用設備の種類から市町村が選択することとする。 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において建築物への設置を促進する再生可能エネル

(3) 特例適用要件に関する事項

特例適用要件は、特例対象規定に基づく容積率制限、 建蕨率制限又は高さ制限の特例許可の対

象とすることができる要件を定めるものである。

 \mathbb{H} 4 用途の要件等を定めるこ 一利用促進区域における再生可能エネルギー利用設備の導入の方針を踏まえ、 利用促進区域の実情に応じて定めるものとする。 可能エネルギー利用設備 るためのものとして、再生可能エネルギー利用設備の設置方法及び設置場所に関する 該要件としては、 特例対象規定に基づく各制限の趣旨を踏まえ、市街地環境への影響を軽減 とも可能である。 を設置する建築物の敷地に関する要件等 H 7 市町村によ , A N 建築物再生 建築物再生 建築物の規模及び 可能エネルギ 可能エネノギ 敷 种、 無

(4) 啓発及び知識の普及に関する事項等

義務等を 発及び知識の普及に関する事項その他建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における 用設備の設置の意義やメリット、 ネルギー利用促進区域内の住民等の関係者が、本制度の趣旨、 への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関し必要な事項については、 $rac{1}{2}$ 促進計画に 4 Š H しく理解できるよう、市町村が行う啓発及び知識の普及の内容、方法等を定める 定めるよ が終め Š (1 \sim 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における努力義務や \sim されている再生可能エネルギー利用設備の設置に関する啓 建築物への再生可能エネルギー利 建築物再生 建築物 可能 6 9

(5) 地方公共団体実行計画との整合性

の整合性に配慮するこ 促進計画の作成に当たっては、地球温暖化対策推進法第21条に基づく地方公共団体実行計画と とが必要である

3. 促進計画の作成の手続

説明会、パブリックコメント等により意見を聴取し、 の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされており、 **払いられる。** る説明義務が課されている ルギー利用促進区域内においては、 一利用促進区域外の住民も対象に含めて広く実施して差し支えない。 市町村が促進計画を作成すると 利用促進区域内の建築士団体等に対しても、 (1 とから、 まなが、 建築士に対して建築主への再生可能エネルギー利用設備 当該義務が適切に履行 これらの措置は、必要に応じ、 H らかじめ、 促進計画の作成に当たり 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内 その結果を踏まえて促進計画への意見の反 なれる ٦ また、 ري د 建築物再生可能エネルギ 具体的には、 意見聴取を行う 建築物再生 建築物再生 可需上 住民への 可需日火 (1 に 落 \sim Zy,

庁をいう。) 岠 B さらに、特例適用要件に適合する建築物は特例対象規定に基づく容積率制限、 事項について、 さ制限の特例許可の対象としているため、 と協議を行わなければならないこ 当該特例許可の権限を有する特定行政庁 促進計画の作成に当たっては、 \cap としている。 (建築基準法第2条第35号の特定行政 特例適用要件に関す 建蕨率制限又は

別表第1 住宅の気密性の確保及び結露の防止等の措置の基準

1 気密性の確保

のとする。 材の断熱効果の補完及び適確な計画換気の実現のため、気密性を確保するための措置を講ずるも 室内に直接侵入する隙間風の防止による暖冷房負荷の削減、 壁体内気流の防止措置によ 多素熱

2 防露性能の確保

を損なうおそれのある結露の発生を防止するための措置を講ずるものとする。 次の事項に留意し、 単位住戸(住宅の一の住戸をいう。以下同じ。)の断熱性能及び耐久性能

(1) 表面結露の防止

構造を欠く部分(開口部を除く。)を設けないこ 合であっても、断熱構造化すべき部位において、 単位住戸の断熱性能が基準省令第1条第1項第2号イの外皮平均熱貫流率の基準に適合する場 表面結露が発生するおそれのある著しく断熱 $\overset{\circ}{\sim}$

(2) 内部結露の防止

滞留しないよう適切な措置を講ずること。 露の発生を防止するため、 断熱材の内部又は断熱材よりも屋外にあって外気に開放されていない部分においては、内部結 水蒸気の侵入及び排出について考慮し、当該部分に多量の水蒸気が

 ω 暖房機器等による室内空気汚染の防止

能な限り防止するための措置を講ず 単位住戸に開放燃焼式の暖房機器又は給湯機器を設置する場合にあっては、 るものとする。 室内空気汚染を可

4 防暑のための通風経路の確保

5 Ш 夏期の防暑のために通風が有効な地域における単位住戸について、 常生活に支障のない範囲で通風経路の確保に努めるものとする。 防犯及び騷音防止の観点か

別表第2 建築物の所有者等の維持保全に関する措置の基準

建築物の所有者等は、次に掲げる措置を適確に講ずる

よう努めるものとする。

建築物の外壁、 窓等を通しての熱の損失の防止

次に掲げる事項に配慮 建築物の外壁、 窓等を通 しての熱の損失の防止を図 3602

- をする ° (1 外壁、 屋根、 床及び窓等の開口部の清掃、 補修等により、 これらの断熱性能の維持保全
- (2)措置の維持保全をするこ 窓からの日射の制御の状態の点検、 $\overset{\circ}{\sim}$ 緑化施設の保全等により、 日射による熱負荷の低減
- ω 室の配置 ... を変更 する際は、 熱の損失が増大しないよ ٧٧ のかに (Y \sim

なな、 (1)及び (2) に係る外壁、 屋根、 床及び窓等の開口部の断熱性能等に係る維持保全に

Š

要に応じて適切に補修するこ ついては、その断熱性能等の低下を抑制するため、次に掲げる事項について定期的に点検し、必 °

- \bigcirc 屋根及び外壁の表面のひび割れ、剥がれ等の有無
- \bigcirc 開口部の建具の破損、 隙間等の有無
- \odot ひなし、 軒その他日射の侵入を防止する部分の破損の有無
- 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用

2

(1)次に掲げる事項に配慮し、 熱源機器、ポンプ、空気調和機等の点検等により、採用したシステムのエネルギーの利 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

用効率を維持する

1

- 送設備の維持保全をすること。 2) 闽 道、 配管 等の点 検 補修等により、 エネルギーの損失を抑制するために採用した熱搬
- (3)制御機能の維持保全をする 熱源機器、ポンプ、空気調和機等の作動状況の点検等により、採用した空気調和設備の (1 , [~
- (4) 熱源システムの点検等により、 採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を維持す
- \mathcal{N} (1 \cap
- (5) 空調対象室の使用方法を変更する際は、 空気調和設備によるエネルギー消費量が増大し

ないよう、システムの制御方法の調整や必要に応じたシステムの更新等を行うこと。

ယ 空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、 空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を

ど

るものとする。

 \sim

- (1 送 風機等の機器の点検、清掃等により、採用した機器のエネルギーの利用効率を維持す
- (2)備の維持保全をするこ 風道等の点検、補修等により、エネルギーの損失を抑制するために採用した空気搬送設 $\overset{\circ}{\sim}$
- \mathcal{O} $\widetilde{\omega}$ \cap 送 風機等の作動状況の点検等により、 採用した機械換気設備の制御機能の維持保全をす
- 4 照男設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、 照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

- 照明設備の点検、清掃等により、採用した照明設備のエネルギーの利用効率を維持する
- 2 照明設備の作動状況の点検等により、採用した照明設備の制御機能の維持保全をするこ

 $\overset{\circ}{\smile}$

(1

- が増大しないようにするこ $\frac{\omega}{\omega}$ 照明設備の配置、照度、 \sim 室等の形状、内装仕上げ等を変更する際は、エネルギー消費量
- Ω 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

- (1) 1 \sim 熱源機器、 ポンプ等の点検等により、 採用したシステムのエネルギーの利用効率を維持
- 持保全をするこ 2) 配管の点検、 $\overset{\circ}{\sim}$ 補修等により、エネルギーの損失を抑制するために採用した配管設備の維
- かな争 ယ် Ø 熱源機器、 (1 $rac{1}{2}$ ポンプ等の作動状態の点検等により、 採用した給湯設備の制御機能の維持保
- 昇降機に係るエネルギーの効率的利用

6

次に掲げる事項に配慮し、 昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

- 1 ° 昇降機の駆動装置の点検等により、採用した昇降機のエネルギーの利用効率を維持する
- 2 昇降機の作動状況の点検等に ٦ , , 採用した昇降機の制御機能の維持保全をするこ °
- エネルギー利用効率化設備に係るエネルギーの効率的利用

~1

 \mathcal{O} ルギー使用効率化設備をいう。以下この7において同じ。)に係るエネルギーの効率的利用を図 次に掲げる事項に配慮し、エネルギー利用効率化設備(基準省令第2条第1項に規定するエネ ものとする

- (1)の効率を維持する エネルギー利用効率化設備の点検、 (1 \sim 清掃等により、 採用したエネルギー利用効率化設備
- (2)設備 の制御機能の維持保全をするこ エネルギー利用効率化設備の作動状況の点検等により、採用したエネルギー利用効率化 $\overset{\circ}{\sim}$

別表第3 住宅の断熱材の施工に係る留意事項

断熱村の施工に当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

- (1)断熱材は、必要な部分に隙間が生じないよ う緒工中 B (Y \sim
- (2)根との取合部に気流止めを設けるこ 当該外壁に充填断熱によって断熱施工する場合にあっては、当該外壁の上下端部、床、天井又は屋 外壁の内部の空間が外気に通じる天井裏又は外気に通じる床裏に対し開放されている住宅の $\overset{\circ}{\smile}$
- (3)は外気に通 間仕切壁 じる床裏に対し開放されている場合にあっては、 と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が外気に通 当該取合部に気流止めを設け C Ś N 天井裏又 (1 $\overset{\circ}{\sim}$
- (4) グラスウール、ロックウール、 セルローズファイバー等の繊維系断熱材、プラスチック系断

熱材 Ĩ1 性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気及び水蒸気の侵入を防止するものをいう。 の他これらに類するものであって透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合にあっては、防湿層 物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム)に規定する吹付け硬質ウレタンフォームA種1、A種 を製けるこ \triangleright 「日本産業規格」という。) A9521 (建築用断熱材) に規定するもの、日本産業規格A9526 種2 (産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格(以下この(4)において単 (断熱材で構成される層をいう。以下この(4)において同じ。)の室内側に設けられ、 又はA種2Hに適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。) と。ただし、結露の発生の防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場 (建築 1 H (**薬** M

合にあっては、この限りでない。

の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 この告示は、 脱炭素社会の実現に資するための建築物 のエネルギー消費性能の向上に関する法律等 (令和六年四月一 旦 から施行する。